

事業所から排出されるごみの適正な処理をお願いします

ごみ減量推進課 ☎・☎(582)1121 ☎(583)3911

本市では、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、市民、事業者、行政が一丸となってごみの減量を推進しています。

10月1日(金)から稼働する新環境センターにおいて、廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類などの産業廃棄物、缶やびんなどの資源物の受入規制の強化などを図り、より一層ごみの適正処理を推進します。

事業者の皆さまには、事業系一般廃棄物として環境センターで処理するごみ、産業廃棄物として処理をお願いするごみ、資源化の処理をお願いする資源物を適正に分別し、ごみの減量推進にご理解、ご協力をお願いします。

事業所から排出されるごみの分別・処理方法

分別区分	品目	具体的な品目	処理方法
事業系一般廃棄物	厨芥類 <small>ちゅうがいりゅう</small>	食べ残し物など	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。少量の場合、排出事業者が環境センターへ自己搬入
	紙くず、木くず※	ちり紙、割り箸など	
	枝木、草花	枝、葉、雑草など	
産業廃棄物	廃プラスチック類	発泡スチロール、合成繊維くず、弁当の容器類、食品トレー、事務用品(文房具)、ビニール袋など	産業廃棄物収集運搬許可業者に委託
	ゴムくず、金属くず	ゴム製品、金具類など	
	そのほかの混合廃棄物	蛍光灯、電池類	
資源物	古紙	新聞、ダンボールなど	資源回収業者に委託。古紙のみ少量の場合、排出事業者が環境センターへ自己搬入
	缶	アルミ缶、スチール缶など	
	びん	飲食料用びんなど	
	ペットボトル	飲食料用ペットボトルなど	

※ 木くずは業種によって、産業廃棄物になります。

「広告入り自治会回覧板」を作成します

自治会で使用する回覧板を、広告入りで作成します。今回予定をしている回覧板は、耐水紙を使用することで水洗いや消毒ができるものです。

◇ ◇ ◇

発行時期 6月下旬ごろを予定(広告申し込みの都合により延期する場合があります)

発行冊数 7,000冊(2種類各3,500冊)

仕様 A4判仕上がり(二つ折り・背表紙あり) 全面4色カラー、クリップ付き、耐水紙

区市民協働課

☎・☎(582)1148 ☎(583)3911

◆ 広告主を募集します

「広告入り自治会回覧板」の広告主募集のため、有限会社サイン広告が市内事業所へ掲載願いの文書を送付させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

広告の掲載について詳しくは、下記へお問い合わせください。

有限会社サイン広告 ☎0494(24)3995

No.92

クルちゃんのつぶやき

ごみの分別方法をおさらいしよう



1月以降、リチウムイオン電池が原因と思われる発火事故が3件発生しています。破碎ごみを排出するときは電池を外してください。また、最近、焼却ごみの中にプラスチック製品やブルーシートなど破碎ごみの混入が多く、分別状況が悪くなっています。分別の徹底をお願いします。

焼却ごみ 生ごみ、紙くず、草など

トレイ類 容器包装プラスチック

破碎ごみ プラスチック類、ゴム・皮革製品、繊維類、家電類(家電4品目は除く)、小型金属類、陶磁器、ガラス類、そのほか金属を含む複合品など

ごみ分別
アプリ
配信中



iOS版



Android版

ごみ減量推進課

☎・☎(582)1121 ☎(583)3911